



運転免許証の有効期間が「平成」で記載されています。
元号が「令和」になった後の有効期間はようになりますか？



「平成」を用いて改元日以降の年を記載している運転免許証であっても、引き続き有効です。

例えば、「平成36年06月05日まで有効」と記載された運転免許証は、**令和6年6月5日**まで有効です。

平成31年	2019年（令和元年）
平成32年	2020年（令和2年）
平成33年	2021年（令和3年）
平成34年	2022年（令和4年）
平成35年	2023年（令和5年）
平成36年	2024年（令和6年）



更新年を間違えて有効期間を過ぎると運転免許証は**失効**となります。
更新期間が近づくと更新連絡書（ハガキ）が郵送されますので、ご住所が変わった際は、必ず住所変更の手続きをしてください。

神奈川県警察本部交通部運転免許本部

